

平成18年度普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況

(単位 千円)

市町村名		南アルプス市		市町村長名	今沢 忠文		任期満了年月日	平成23年 4月26日		当選回数	1 期		
市町村類型		Ⅱ-0		18年度 交付税種地区分	Ⅱ-2		住民基本台帳人口	H19.3.31 H18.3.31		72,757 人 72,776 人			
国 勢 調 査	年度	人口 人	世帯数 世帯	面積 km ²	人口密度 人	人口集中 地区人口 人	産業構造						
	17年 (A)	72,055	23,316	264.06	273	0	第1次 人(%)	第2次 人(%)	第3次 人(%)	4,699 (12.3)	13,018 (34.1)	19,712 (51.7)	
	12年 (B)	70,116	21,594	264.06	266	0	5,045 (13.4)	14,667 (38.9)	17,946 (47.7)				
	A/B×100 %	102.8	108.0		102.6	0.0	93.1	88.8	109.8				
決算収支 (千円)				財政力指数等 (千円 %)				指定団体等					
区分	18年度	17年度	区分	18年度	17年度	辺地(法) 1か所 辺地(条) 3か所 過疎(法) 山振 都市計画 拠点都市 低工法 農工法 特定農山村 豪雪 事務の共同処理 ごみ処理 し尿処理 老人福祉 火葬場 山林関係							
歳入総額 (A)	27,878,525	27,999,705	基準財政需要額	12,552,533	12,127,504								
歳出総額 (B)	26,817,560	26,812,877	基準財政収入額	7,797,550	7,235,534								
歳入歳出差引 (C)	1,060,965	1,186,828	標準財政規模	16,936,685	16,467,559								
翌年度に繰り越 すべき財源(D)	95,014	130,952	財政力指数	0.600(0.621)	0.586(0.597)								
実質収支 (C-D)	(E) 965,951	1,055,876	実質収支比率	5.7	6.4								
単年度収支 (F)	89,925	340,437	経常収支比率	85.9	83.9								
積立金 (G)	2,104	193,449	一般財源比率	74.2	74.2								
繰上償還金 (H)		428,498	自主財源比率	40.9	41.0								
積立金取崩し額 (I)	226,000	6,199	公債費負担比率	20.2	19.5								
実質単年度収支 (F+G+H-I)(J)	313,821	275,311	公債費比率	16.6	15.5								
			実質公債費比率	17.1	16.5								
			起債制限比率	11.7	10.9								
			同債務負担行為含	13.4	14.2								
			財政調整	2,387,674	2,611,570								
			減債債	790,369	989,569								
			積立金現在高	3,736,443	3,539,280								
			土地開発	1,803,521	1,803,021								
			うち交付税	637,992	637,992								
			その他定額運用	61,187	61,154								
			定額運用基金計	1,864,708	1,864,175								
			地方債現在高	33,909,052	33,887,052								
			債務負担支出予定額	789,411	1,455,639	総合計画 17年～26年							
国 保 会 計	収支額	140,113 千円		区分	繰越額 (千円)	区分	金額(千円)						
	普通会計からの繰入金	487,158 千円		繰越事業の 状況	特定 目的 基金 の内 訳	庁舎等の建設	52,302						
	加入世帯数	12,508 世帯				国際化の推進	2,594,419						
	被保険者数	26,128 人				地域の基盤整備の推進	1,014,820						
	一世帯当り保険税調定額	171,270 円				社会福祉の充実	保健医療の充実						
	被保険者一人当り費用	81,990 円				環境保全対策の推進	産業の振興						
被保険者一人当り費用	153,023 円		事業繰越額			33,390	教育・文化スポーツの振興	22,595					
老人 保健	歳出額	5,324,899 千円		支払繰延額		その他	27,062						
	普通会計からの繰入金	447,033 千円		合計	486,224	合計	3,736,443						
	老人保健拠出金	1,142,835 千円											
	受給者数	7,928 人											
介護 保険	受給者一人当り費用	661,511 円		級別職員数 (一般職のうち行政職)		特 別 職 等	区分	一人当り 報酬月額	左の適用 年月日				
	歳出額	3,689,845 千円		区分			人数	市町村長	800,000	H17.1.1			
	うち保険給付費	3,265,698 千円		10級				副市長	640,000	H19.4.1			
	普通会計からの繰入金	678,247 千円		9級				収入役					
職員 数等	H 19 ・ 4 ・ 1	第1号被保険者数	14,403 人		8級			教育長	578,000	H15.4.1			
		被保険者一人当り費用	226,409 円		7級		20	会議議長	400,000	H17.1.1			
		区分	一般	教育	臨時	計	6級	75	会議副議長	360,000	H17.1.1		
		職員	公務員	職員		5級	67	会議議員	350,000	H17.1.1			
		一般行政関係	466			466	4級	60	議員定数	28人	現員	28人	
		消防関係	82			82	3級	108					
教育関係	76	3		79	2級	53							
公営事業会計関係	91			91	1級	20							
計	715	3		718	計	403							
ラスバイレス指数	H19.4.1 (H18.4.1)		97.1 (97.5)										

市町村名 南アルプス市

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決算額 千円	構成比 %	対前年 度伸率 %	経常一般 財 源 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	対前年 度伸率 %	経常一般 財 源 千円	経 常 収 支 比 率 %
地 方 税	7,947,021	28.5	1.0	7,946,907	人 件 費	5,273,649	19.7	2.3	4,492,765	25.0
地 方 譲 与 税	884,515	3.2	51.5	884,515	(うち職員給)	3,898,051	14.5	3.1		
利 子 割 交 付 金	29,983	0.1	31.3	29,983	扶 助 費	2,515,641	9.4	1.3	977,550	5.4
配 当 割 交 付 金	24,069	0.1	64.9	24,069	公 債 費	4,262,918	15.9	2.7	4,176,033	23.2
株式等譲渡所得割交付金	22,174	0.1	11.5	22,174	内 訳					
地方消費税交付金	643,161	2.3	0.7	643,161	元 利 償 還 金	4,261,611	15.9	2.7	4,174,726	23.2
ゴルフ場利用税交付金					一 時 借 入 金 利 子	1,307	0.0	87.8	1,307	0.0
特別地方消費税					小 計	12,052,208	44.9	0.2	9,646,348	53.7
自動車取得税交付金	182,783	0.7	1.5	182,783	物 件 費	4,472,415	16.7	12.0	3,013,617	16.8
地方特例交付金	219,192	0.8	16.0	219,192	維 持 補 修 費	132,257	0.5	8.3	99,531	0.6
地方交付税	7,700,745	27.6	2.8	6,849,467	補 助 費 等	2,858,203	10.7	25.4	1,679,442	9.3
交通安全対策特別交付金	12,575	0.0	3.6	12,575	内 訳					
国有提供施設等交付金					事 務 組 合 等 負 担 金	1,010,473	3.8	2.9		
					そ の 他	1,847,730	6.9	42.4	668,972	3.7
計	17,666,218	63.4	0.6	16,814,826	繰 出 金	2,740,372	10.2	13.2	1,004,999	5.6
分担金及び負担金	625,152	2.2	33.6		積 立 金	405,951	1.5	105.2		経常一般財源
使用料・手数料	655,694	2.4	38.3	2,553	投 資 及 び 出 資 金	1,090	0.0	96.5		15,443,937 千円
国庫支出金	1,833,480	6.6	4.3		賞 付 金	4,440	0.0	9.8		
県支出金	1,254,426	4.5	1.3		前年度繰上充用金					
財産収入	82,988	0.3	19.9	12,593	投 資 的 経 費	4,150,624	15.5	10.3		投資的経費の財源 千円
寄 附 金	8,948	0.0	51.0		(うち人件費)	98,515	0.4	12.5	国県支出金	起 債
繰 入 金	668,956	2.4	448.6		内 訳					
繰 越 金	1,186,828	4.3	22.0		普 通 建 設 事 業 費	4,150,624	15.5	9.9	668,687	2,165,500
諸 収 入	230,235	0.8	30.4	28,075	内 補 助 単 独	1,586,031	5.9	54.8	650,655	839,100
地 方 債	3,665,600	13.1	0.0		災 害 復 旧 事 業 費	2,564,593	9.6	28.4	18,032	1,326,400
合 計	27,878,525	100.0	0.4	16,858,047	合 計	26,817,560	100.0	0.0	2,865,101	2,545,500
うち一般財源	20,685,969	74.2	0.4		うち一般財源	19,625,004	73.2	0.2		
市 町 村 税					人 件 費 の 内 容					
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	対前年 伸 率 %	徴 収 率 (現 年 分) %	項 目	1 8 年 度 %	1 7 年 度 %	項 目	1 8 年 度 %	1 7 年 度 %
市町村 民税	個人分 2,564,339	32.3	10.0	93.1 (97.4)	地 域 手 当 支 給 率	()	()	共 済 負 担 率	28.3 (27.3)	27.5 (26.3)
	法人分 738,529	9.3	3.6	98.9 (99.5)	時 間 外 勤 務	5.7	6.3	職 員 互 助 会	0.3	0.3
固 定 資 産 税	4,051,219	51.0	3.3	89.6 (97.1)	手 当 支 給 率	(5.5)	(6.0)	補 助 率	(0.3)	(0.3)
	うち交納付金 37,294	0.5	4.5	100.0 (100.0)	管 理 職 手 当	2.3	2.4	そ の 他 の 率	()	()
軽 自 動 車 税	162,009	2.0	4.8	89.7 (96.4)	支 給 率	(2.2)	(2.3)			
市町村たばこ税	416,273	5.2	1.6	100.0 (100.0)	特 殊 勤 務 手 当	0.3	0.3	事 業 費 支 弁	2.5	2.8
鉱 産 税				()	支 給 率	(0.2)	(0.3)	人 件 費 率		
特別土地保有税				()	期 末 ・ 勤 勉	4.933	4.920	臨 時 職 員		
	うち保有分			()	手 当 支 給 率	(4.784)	(4.716)	給 与 率	()	()
法定外普通税				()	そ の 他 の 手 当	0.1	0.1			
目 的 税	14,652	0.2	0.8	94.9 (100.0)	支 給 率	(0.1)	(0.1)	土 地 開 発 公 社	県 公 社 委 託 分	千 円 252,636
内 訳	入 湯 税	14,538	0.2	100.0 (100.0)				市 公 社	保 有 分	千 円
	都市計画税	114	0.0	13.0						(m)
法定外目的税				()						
合 計	7,947,021	100.0	1.0	92.0 (97.5)						
公 営 企 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用 の 有 無	普 通 会 計 からの 繰 入 金 (千 円)	事 業 名	法 適 用 の 有 無	普 通 会 計 からの 繰 入 金 (千 円)				
	下水道事業 (釜無川流域下水道)	無	965,333	宅地造成事業 (その他造成)	無	0				
	下水道事業 (農業集落排水事業)	無	18,358							
	簡易水道事業	無	111,357							
	交通事業	有	0							
	観光施設事業 (休養宿泊施設)	無	0							
	観光施設事業 (その他観光施設)	無	0							
水道事業	無	0								

決算カードについて

決算カードは、各年度に実施した地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに1枚のカードに取りまとめたものです。

用語の説明

本カードで使用される主な用語については、次のとおりです。

歳入科目等

1 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。

2 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として平成11年度に創設され、国が地方公共団体に交付している。

3 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

4 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）を加算した額をいう。

5 一般財源等

一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金等、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をあわせたもの。

6 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

7 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金とがある。

8 減税補てん債

恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために発行される地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。

9 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成13～15年度及び平成16～18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を、国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補てんされるもの。地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入されることとされている。

10 地方消費税

平成9年4月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。

歳出科目等

1 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。

2 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

3 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

4 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

収支

1 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

2 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで繰越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

3 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

4 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

財政分析指標等

1 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出されるもの。

$$\begin{array}{ccc} \text{単位費用} & \times \text{測定単位} & \times \text{補正係数} \\ (\text{測定単位 1 当たり費用}) & (\text{人口・面積等}) & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

3 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出されるもの。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{地方譲与税等}$$

4 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

5 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高ければ高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。指数が1を越えた場合は普通交付税の不交付団体となり、その越えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能であるといえる。

6 実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。

実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

7 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいるといえる。

8 実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）。

起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。

実質公債費比率が25%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）

の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される。）こととなる。

9 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対する割合で過去3年間の平均値。

起債制限比率が20%を越える団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、30%を越える団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される）こととなる。

10 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

11 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

12 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。